

農業者年金について

～農業に従事されている方は広く加入できます！～

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

月々の保険料を増やすことで将来の支給額を増やせます

農業者年金の保険料は2万円～6万7千円の間で(千円単位で)加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。
※脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

詳しくは...

農業者年金基金

検索

ホームページ
<http://www.nounen.go.jp/>

お問い合わせ先

独立行政法人農業者年金基金

電話 (03) 3502-3199 (相談員)

FAX (03) 3502-3942 (企画調整室)

鏡野町新卒者等ふるさと就職奨励金 交付制度のお知らせ

●新卒者等ふるさと就職奨励金交付制度とは

中学・高校・高専・大学等の新規学卒者、UIJ ターン者の就職に伴う、若者の定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的としています。町内・通勤可能な町外で就職(※)し、就職後6か月勤務を継続し、引き続き鏡野町に定住する者に対して、10万円の奨励金を交付する制度です。

(※)就職とは以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ①法人・個人事業所に就職すること
- ②農林水産業に従事すること
- ③自営業を開始、または家業を継承するために従事すること

●交付対象者

1. 新規学卒等就職者(30歳未満)…卒業または退学から1年以内に鏡野町に住所を有し、就職した者
2. UIJ ターン就職者(40歳未満)…鏡野町に転入した日、または就職した日のどちらか早い日から1年以内の者

★1、2の対象者で、下記のすべての条件を満たす者(詳細条件有)

- ①永住、または3年以上居住する意思を持ち住民登録をして、なおかつ生活の本拠を町内に置く者
- ②公務員または独立行政法人の職員・役員でない者
- ③町税等の滞納がない者で、過去に奨励金の交付を受けていない者

●上記の要件以外にも別途詳細条件がありますので、必ず鏡野町ホームページ(トップ→行政情報→各課の仕事→まちづくり課)をご確認ください。

●申請方法

就職した日から6か月を経過した日以後に、必要な書類(交付申請書・定住誓約書・就業証明書・学校を卒業又は退学したことを証明する書類・保険証の写し・その他必要書類等)を提出してください。

お問い合わせ・申請書類の請求先

鏡野町まちづくり課 担当: 中谷 直通電話 (0868) 54-2982